各種業務用端末装置Ⅲ仕様書

警 察 庁 情 報 通 信 局
警 情 仕 形 管 第 ３ 号
平 成 2 0 年 ５ 月 2 7 日 制 定

１　調達件名

本仕様書は、各種業務用端末装置Ⅲの調達に適用する。

２　品名及び略称

品名及び略称は、表－１のとおりとする。

表－１　品名及び略称

品　　名		略　　称
各種業務用端末装置Ⅲ		
	PLDD-E3形業務端末装置	業務端末
	PLDI-E3形画像読取装置	スキャナ
	PLDP-E3形ネットワーク印字装置	印字装置

３　作業の概要

３．１　目的

本仕様書は、各種業務に用いる機器のうち、警察庁及び都道府県警察に設置する業務端末、スキャナ及び印字装置（以下「業務端末等」という。）に適用する。

３．２　用語の定義

捜査系統合サーバシステム

警情通仕形管第58号「捜査系統合サーバシステム仕様書」（平成17年６月２日制定）、警情通仕形管第81号改１「捜査系統合サーバシステム増設用品Ⅰ仕様書」（平成19年８月８日制定）及び警情通仕形管第72号改１「捜査系統合サーバシステム増設用品Ⅱ仕様書」（平成19年４月25日制定）の捜査系統合サーバシステムをいう。

３．３　業務の概要

警察庁及び都道府県警察に設置する業務端末から、捜査系統合サーバシステム（以下「既設システム」という。）と接続し、各種業務を行う。

３．４　情報システム化の範囲

「３．３　業務の概要」に示す業務を行うための機能を情報システム化の対象範囲とする。

３．５　作業内容・納入成果物

3.5.1　作業内容

業務端末等の調達を行い、整備に係る必要な設置、設定、調整及び保守を行うこととする。

3.5.2　納入成果物

業務端末等の納入成果物は、表－２のとおりとする。

表－２　業務端末等の納入成果物

品　名（略　称）	数量	単位
業務端末	1	式
スキャナ	1	式
印字装置	1	式

３．６　関連仕様書

3.6.1　警情通仕形管第58号「捜査系統合サーバシステム仕様書」

3.6.2　警情通仕形管第81号改１「捜査系統合サーバシステム増設用品Ⅰ仕様書」

3.6.3　警情通仕形管第72号改１「捜査系統合サーバシステム増設用品Ⅱ仕様書」

３．７　注意事項

3.7.1　業務端末等については､国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号）第６条第１項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の契約時における最新の基準を満たしていること。

3.7.2　外部記録媒体へデータの入出力を行う際には、暗号化ソフトによるデータの暗号化・復号に対応できること。暗号化ソフトの詳細は別途指示する。

４　情報システムの要件

４．１　機能・性能要件

4.1.1　業務端末の機能及び性能は、表－３のとおりとする。

表－３　業務端末の機能及び性能

区　分	品　目	機能及び性能
本体部	CPU	Intel Celeron M 430(1.73GHz)相当以上 又は AMD Turion 64 Mobile Technology MT-34(1.8GHz)相当以上の処理能力を有し、搭載するソフトウェアが安定して動作すること。
	主記憶装置	512Mバイト以上であること。
	磁気ディスク装置	40Gバイト以上であること。
	FDドライブ	(1) 3.5型FD（1.44MB）に対応すること。 (2) 内蔵型であること。
	DVD-ROM/CD-ROMドライブ	(1) DVD-ROMは最大6倍速以上、CD-ROMは最大24倍速以上であること。 なお、CD-R/RW with DVD-ROM、DVD±R/RWでも可とする。

		(2) 内蔵型であること。
	ネットワーク機能	100BASE-TX以上のインタフェースを有すること。
	インタフェース	本体部に接続する構成品の搭載機器、周辺機器をすべて接続可能な数に加え、2以上の空きがあるUSB2.0インタフェースを有すること。 なお、外部拡張HUBを使用して必要数のUSB2.0インタフェースを確保することも可とするが、その場合は、各ポートで500mAを供給できること。
	バッテリー	(1) パック方式で、交換可能な内蔵バッテリーであること。 (2) バッテリー稼働時間は、社団法人電子情報技術産業協会「JEITAバッテリー動作時間測定法（Ver 1.0)」準拠において、カタログ値で1時間以上であること。
	表示装置	(1) TFT液晶ディスプレイであること。 (2) 解像度1,024×768ドット以上で、かつ65,536色以上の表示ができること。
	キーボード	JIS規格キー配列に準拠していること。
	マウス	(1) 2ボタン式以上のマウスであること。 (2) ホイール等により、マウスを移動せずに画面のスクロールができること。
	セキュリティ	盗難防止用セキュリティスロットを有すること。
認証部	指紋認証スキャナ	警察庁が別途指定する。
光磁気ディスク部	MOドライブ	(1) 640Mバイト及び1.3Gバイトに対応すること。 (2) データ転送速度は、5.0Mバイト/s以上であること。
ソフトウェア	OS	Microsoft WindowsXP Professional SP2又はこれと同等のものとし、日本語に対応すること。
	Java実行環境	J2RE v1.4.2又はこれと同等のものを搭載すること。
	Webブラウザ	Microsoft Internet Explorer 6 又はこれと同等のものを搭載すること。
	ユーザ操作制限	InfoBarrier4 Standard又はこれと同等のものを搭載すること。
	アプリケーション	(1) 以下のアプリケーション又はこれと同等のものを搭載すること。 ア　一太郎2006 イ　Microsoft Office Professional 2003 ウ　Microsoft Visio 2002 エ　Adobe Acrobat 8.0 Standard

		オ　読んde!!ココ V13 (2) 警察庁が別途指定するソフトウェアを搭載すること。
	ファイル圧縮解凍プログラム	(1) ファイルの圧縮形式は、LZH形式及びZIP形式であること。 (2) 複数ファイル及びディレクトリを圧縮して、1つのファイルに格納できること。また、圧縮された同ファイルの解凍ができること。 (3) 自己解凍型圧縮ファイルが作成できること。
	ユーザ認証ライブラリ	警察庁が別途指定するソフトウェアを搭載すること。
	指紋認証ランタイム	警察庁が別途指定するソフトウェアを搭載すること。
	ソフトウェア配信クライアント	JP1/NETM/DM Client 7i 又はこれと同等のものを搭載すること。
	バックアップ	(1) 任意の時点でシステムファイル等のバックアップができること。 (2) 内蔵ハードディスク交換時にバックアップ取得時の状態まで復旧できるリカバリディスクを作成できること。
	内蔵HDD暗号化	(1) OSの起動時に利用者認証ができること。 (2) 警察庁が別途指定する暗号化方式を使用し、内蔵ハードディスク全体を暗号化できること。 (3) 暗号化／復号処理はすべてバックグラウンドで動作すること。 (4) リカバリが容易であること。 (5) ISO/IEC15408評価保証レベルにおいて、Common Criteria EAL4以上を取得していること。 (6) ソフトウェア配信クライアントの動作に影響を与えないこと。
	ウイルス対策	警察庁が別途指定する。
その他		ネットワーク経由で印字装置に印字できること。

4.1.2　スキャナの機能及び性能は、表－４のとおりとする。

表－４　スキャナの機能及び性能

区　分	品　目	機　能　及　び　性　能
本体部	基本機能	(1) カラー読み取りができること。 (2) 最大読取原稿サイズは、A4サイズであること。 (3) 光学解像度は、1,200×1,200dpi以上であること。

		(4) 読取速度は、A4原稿でモノクロの場合5ms/line以上であること。 (5) TIFF、JPEG、BMP、PNG及びPDFのファイル形式が使用できること。 (6) USB2.0インタフェースで業務端末に接続できること。 (7) TWAIN対応であること。

4.1.3　印字装置の機能及び性能は、表－５のとおりとする。

表－５　印字装置の機能及び性能

区　分	品　目	機　能　及　び　性　能
本体部	基本機能	(1) 業務端末から印字できること。 (2) レーザープリンタ（モノクロ）とする。 (3) 解像度600×600dpi以上で印字できること。 (4) 印字速度は、A4横で20枚/分以上であること。 (5) 250枚以上の自動給紙が可能なカセットを2個以上有すること。 (6) 用紙は、A4及びA3サイズに対応すること。
	ネットワーク機能	100BASE-TX以上のインタフェースを有すること。

４．２　画面要件

該当なし。

４．３　帳票要件

該当なし。

４．４　情報・データ要件

該当なし。

４．５　外部インタフェース要件

該当なし。

５　規模要件

業務端末等は、警察庁及び都道府県警察にそれぞれ１台以上設置し、設置する台数については、別途指定する。

６　信頼性等要件

６．１　信頼性要件

情報の機密性、完全性及び可用性並びに情報システムのセキュリティについて確保に努めること。

６．２　拡張性要件

該当なし。

６．３　上位互換性要件

該当なし。

６．４　システム中立性要件

該当なし。

６．５　事業継続性要件

該当なし。

７　情報セキュリティ対策

７．１　権限要件

表－３「業務端末の機能及び性能」区分「ソフトウェア」品目「ユーザ認証ライブラリ」において示すとおり。

７．２　情報セキュリティ対策

7.2.1　なりすまし対策

(1)　認証部については、表－３「業務端末の機能及び性能」区分「認証部」に示すとおり。

(2)　指紋認証ランタイムについては、表－３「業務端末の機能及び性能」区分「ソフトウェア」品目「指紋認証ランタイム」に示すとおり。

7.2.2　盗難防止対策

(1)　内蔵HDD暗号化については、表－３「業務端末の機能及び性能」区分「ソフトウェア」品目「内蔵HDD暗号化」に示すとおり。

(2)　セキュリティワイヤーについては、表－６「業務端末の構成及び構造」区分「付属品」品目「セキュリティワイヤー」に示すとおり。

7.2.3　ウイルス対策

(1)　ウイルス対策については、表－３「業務端末の機能及び性能」区分「ソフトウェア」品目「ウイルス対策」に示すとおり。

(2)　ウイルス定義ファイルの更新については、次のとおり。

ア　搭載するウイルス対策ソフトについては、新種のウイルスに対応したウイルス定義ファイルを随時、既設システムから受信すること。

イ　万一、本契約の業務端末がウイルスに感染した場合の復旧(除去を含む。)作業については、技術的支援を行うこと。

ウ　ウイルス対策の詳細については、警察庁と協議すること。

８　情報システム稼働環境

８．１　使用条件

8.1.1　本構成機器は、以下の使用条件で異常なく動作すること。

温　　度　　10～32°Ｃ

湿　　度　　30～80%（結露しない状態）

電源電圧　　ＡＣ100～110Ｖ（50／60Ｈｚ）

8.1.2　業務端末等は、24時間連続運用に耐えられる設計であること。

8.1.3　業務端末等は、省スペース化に留意すること。

8.1.4　業務端末及び印字装置の通信プロトコルは、ＴＣＰ／ＩＰとする。

８．２　全体構成

別紙「各種業務用端末装置Ⅲシステム構成図」のとおり。

８．３　ハードウェア構成

8.3.1　業務端末の構成及び構造は、表－６のとおりとする。

表－６　業務端末の構成及び構造

区　分	品　目	数量	単位	記　　事
本体	本体部	1	式	(1) ノート型であること。 (2) 表示装置は、15型以上であること。
	認証部	1	式	(1) 指紋認証が行えること。 (2) ＵＳＢ接続ができること。
	光磁気ディスク部	1	式	ＵＳＢ接続ができること。
	ソフトウェア	1	式	インストールプログラムを含むこと。
	操作卓	1	式	(1) 本体部、認証部、光磁気ディスク部、スキャナ及び印字装置を収容できること。 (2) OAチェア付きであること。
付属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを付属すること。
	セキュリティワイヤー	1	式	(1) シリンダ錠を有し、鍵は2個以上有すること。 (2) 太さは、４㎜以上であること。 (3) 長さは、操作卓と本体部の盗難防止用セキュリティスロットを接続するために十分な長さを有すること。 (4) シリンダ錠は、本体部の盗難防止用セキュリティスロットに取り付けることができること。
添付品	リカバリ媒体	1	式	媒体については、事前に警察庁の承認を得ること。

	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。

8.3.2　スキャナの構成は、表－７のとおりとする。

表－７　スキャナの構成及び構造

区　分	品　目	数量	単位	記　　事
本体	本体部	1	式	(1) フラットベッド型であること。 (2) USB接続ができること。
付属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを付属すること。
添付品	ドライバ	1	式	
	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。

8.3.3　印字装置の構成は、表－８のとおりとする。

表－８　印字装置の構成及び構造

区　分	品　目	数量	単位	記　　事
本体	本体部	1	式	ページプリンタであること。
付属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを付属すること。
添付品	ドライバ	1	式	
	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。

8.3.4　取扱説明書等

本構成品の管理上必要となる取扱説明書並びに業務端末等で行った設定、調整及び試験の詳細を記した構築指示書、インストール手順書、試験成績書等の資料を書面により２部及び電子媒体で１部提出すること。資料については日本語に対応し、提出時期、提出方法等の詳細については、警察庁と協議すること。

なお、上記資料の内容については、事前に警察庁の承認を得ること。

８．４　ソフトウェア構成

表－３「業務端末の機能及び性能」区分「ソフトウェア」のとおり。

８．５　ネットワーク環境

8.5.1　既設システム、業務端末及び印字装置は、IEEE802.3に準拠した接続により運用が可能なこと。

8.5.2　既設システム、業務端末及び印字装置間の通信プロトコルはTCP/IPとする。

8.5.3　業務端末等の各部は、相互間の接続を完全に保証し、24時間運用において正常に動作すること。

８．６　アクセシビリティ要件

該当なし。

9　テスト要件定義

９．１　検査

9.1.1　検査は、「４．１　機能・性能要件」に示す機能及び性能並びに「８．３　ハードウェア構成」に示す構成及び構造について行う。

9.1.2　検査は、警察庁が別途指定する設置場所で、警察庁検査官が立会いの上、行う。

9.1.3　検査中に仕様書の規定に関して、解釈上の疑義が生じたときは、検査官の指示に従うこと。

９．２　テスト要件

9.2.1　「13.3.4　導入計画」に示す各試験について、技術的支援を行うこと。

9.2.2　試験期間中においては、「12.2.2　保守体制」に準じた保守体制を取ること。

10　移行要件定義

10．１　移行に係る要件

該当なし。

10．２　教育に係る要件

該当なし。

11　運用要件定義

11．１　情報システムの操作・監視等要件

該当なし。

11．２　データ管理要件

該当なし。

11．３　運用施設・設備要件

該当なし。

12　保守要件定義

12．１　ソフトウェア保守要件

該当なし。

12．２　ハードウェア保守要件

12.2.1　保守要領

契約後、警察庁と協議を行い、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年３月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づく保守要領を作成し、警察庁の承認を得た後提出すること。

12.2.2　保守体制

(1)　本仕様書の適用範囲において、24時間対応可能な障害連絡窓口をもち、警察庁並びに東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び各府県（方面）情報通信部（以下「各情報通信部」という。）からの障害連絡を受け付けたときは速やかに復旧作業を行うこと。また、警察庁並びに各情報通信部から技術者の派遣要請があった場合は、官庁執務時間内(08:30～18:15)にあっては警察庁への派遣は３時間以内、各情報通信部への派遣は６時間以内、官庁執務時間外にあっては６時間以内のできる限り早期に技術者を派遣すること。

なお、障害受付窓口及び体制を記した資料を２部提出すること。

(2)　官庁執務時間内(08:30～18:15)は、技術的な質問に対応できる連絡窓口を有すること。

なお、技術的な質問に対応できる連絡窓口及び体制を記した資料を２部提出すること。

(3)　業務端末等と接続するネットワーク環境を含む障害が発生した場合、原因箇所の切り分けについて、積極的に技術支援を行うこと。

(4)　磁気ディスク装置を障害により交換する場合、不良となった磁気ディスク装置のデータは、警察庁職員立会いの下、請負業者の用意するデータ消去機能を有する装置あるいはツールで消去し、データ消去を確認後、磁気ディスク装置を搬出すること。(この場合のデータ消去とは、ＮＳＡ方式等に準じたパターンで上書きすることである。)

なお、磁気ディスク装置のデータ消去が困難な場合には、磁気ディスク装置を再利用できない状態にするものとする。

(5)　各端末のバッテリーが必要な性能を満たさなくなった場合には、速やかに更新すること。

(6)　12.2.1項において策定した保守要領に基づき保守を実施し、その実施状況を保守報告書として定期的に提出すること。

なお、障害発生時など、警察庁が必要に応じ報告を求めた場合は、速やかに報告書を提出すること。

(7)　契約期間中、業務端末等(ＯＳ等ソフトウェアを含む。)においてリコール等の不具合が発覚した場合には、速やかに警察庁へ連絡し直ちに不具合の改修(修復)及び予防作業を行うこと。作業の日程については警察庁と調整し、不具合内容及び作業内容を書類で提出すること。また、作業完了後は警察庁へ報告すること。

なお、作業に必要な費用は本契約に含まれるものとする。

13　作業の体制及び方法

13．１　作業体制

契約後、警察庁と協議を行い、速やかに「ガイドライン」に基づくサービスレベル合意書を作成し、警察庁の承認を得た後提出すること。

13．２　開発方法

該当なし。

13．３　導入

13.3.1　納入計画

契約後、警察庁と協議の上、納入計画書を作成し提出すること。

13.3.2　設置作業

(1)　作業場所及び作業内容

警察庁及び都道府県警察の別途指定する所属に、業務端末等の設置、設定及び調整を、平成20年12月19日(金)までに請負業者が行うこと。業務端末等で使用する電源ケーブル及びＬＡＮケーブルは、警察庁が別途準備するものとし、業務端末等への接続は請負業者が行うこと。

なお、作業終了後、作業報告書を１部、速やかに提出すること。

(2)　注意事項

ア　作業に当たっては、本仕様書及び関係法規を遵守の上、確実堅固･美観に留意して行うこと。

イ　搬入機器、建造物及び既設物に損傷を与えないよう、また、作業従事者及び第三者に対して障害を及ぼさないよう、十分留意すること。

なお、損傷及び障害を与えたときは、速やかに警察庁に報告するとともに、請負業者はその補償を行うこと。

ウ　作業が既設システムの運用に影響を与えないよう、細心の注意を払うこと。

なお、影響を与える場合、あるいはそのおそれがある場合は、事前に警察庁と協議すること。

エ　作業時間は、原則として官庁執務時間内(08:30～18:15)とする。

なお、官庁執務時間外に就業する場合は、事前に警察庁と協議すること。

オ　作業中に知り得た情報は、他に漏えいしないこと。

13.3.3　調整等

(1)　本仕様書で調達するソフトウェア及び警察庁が別途用意するソフトウェアを業務端末にインストールし、設定、調整及び試験を行うこと。

(2)　磁気ディスク装置の割当て等、設定、調整及び試験の詳細については、警察庁と協議すること。

(3)　既設システムとの接続に係る設定、調整及び試験を、警察庁、各情報通信部及び警察庁が別途指定する業者と協議の上、行うこと。

なお、必要な経費は請負業者が用意すること。

(4)　警察庁が別途用意するプログラム等に関する協議及び確認すべき事項等が生じた場合には、警察庁及び警察庁が別途指定する業者と協議し対応すること。また、警察庁が別途指定する業者からプログラム開発に関する協議があった場合は、協

力すること。

(5)　本仕様書で調達するソフトウェアの設定及び調整が終了した時点で、取得時期を警察庁と協議の上、電子記録媒体にシステム全体のバックアップを行い、警察庁に提出すること。また、バックアップ手順書等の資料を日本語の書面により２部及び電子記録媒体で１部提出すること。

なお、必要な電子記録媒体は請負業者が用意すること。

13.3.4　導入計画

(1)　接続試験

接続試験とは、既設システムとすべての業務端末及び印字装置とのネットワークの接続確認を行う試験をいう。平成21年１月上旬から平成21年１月中旬まで実施する。

(2)　総合試験

総合試験とは、既設システムとすべての業務端末及び印字装置をネットワークで接続して、システムの総合的な確認を行う試験をいう。平成21年１月上旬から平成21年２月下旬まで実施する。

13．４　瑕疵担保責任

該当なし。

14　特記事項

該当なし。

15　妥当性証明

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官）　髙橋　浩二